

MIYAZAKI-GAP 認証制度認証マーク使用規程

令和6年12月11日
農政水産部農業流通ブランド課

第1 目的

MIYAZAKI-GAP 認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第10条に規定する認証マークの使用に関して必要な事項を定める。

第2 使用の範囲

MIYAZAKI-GAP 認証取得者（以下「認証取得者」という。）は、次の場合において認証マークを使用することができるものとする。

- (1) 認証を取得した農林産物（以下「認証農林産物」という。）またはその包装等に表示する場合
 - (2) 認証農林産物のPR資材等（チラシ、ポップ等）に表示する場合
 - (3) 認証取得者の事業所等において掲示する場合
 - (4) 認証取得者のホームページ等に表示する場合
 - (5) その他知事が適当であると認める場合
- 2 認証農林産物を主な原料とした（ただし、認証農林産物と同一品目で認証を受けていない原材料と混合使用する場合は除く。）加工食品等を生産する加工事業者（以下「加工事業者」という。）は、次の場合において、認証マークを使用することができるものとする。
- (1) 認証農林産物を原料とした加工品またはその包装等に表示する場合
 - (2) 認証農林産物を原料とした加工品のPR資材等に表示する場合
 - (3) 加工事業者の事業所等において掲示する場合
 - (4) 加工事業者のホームページ等に表示する場合
 - (5) その他知事が適当と認める場合
- 3 認証取得者は、自らが生産する認証農林産物を小分け業者・小売業者（以下「小分け業者等」という。）に小分けさせ、その商品に直接認証マークを使用させることができるものとする。

第3 使用の管理

認証取得者及び加工事業者は、認証マークを使用するにあたっては、流通・小売業者等と連携を図り、認証取得の情報が消費者等に正確に伝達されるよう、適切な管理を行うものとする。

- 2 小分け業者等に認証マークを使用させる認証取得者は、適切なマーク使用が行われるよう小分け業者等に確認を行うとともに、小分け販売時に違反表示がなされたときは、小分け業者等に確認のうえ、知事へ報告をしなければならない。
- 3 認証農林産物または認証農林産物を原料とした加工品を販売しようとする流通・小売業者等は、第2の規定にかかわらず、認証農林産物または認証農林産物を原料とした加工品を販売する施設等において、認証マークを掲示することができる。ただし、認証取得に関する情報が消費者等に正確に伝達されるよう適切に掲示し、その管理を行わなければならない。

第4 認証マークの規格・表示

認証マークの表示を行う者は、別添「認証マーク表示方法」に従いその表示に

努めるものとする。

第5 使用料

認証マークの使用料は無償とする。

第6 使用の申請・届出

認証取得者が、認証農林産物に認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用について、様式第1号により届け出るものとする。

- 2 加工業者等が、認証原材料加工品に認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用について、様式第2号により届け出るものとする。
- 3 認証取得者が、小分け業者等において、認証農林産物に直接認証マークを表示させようとするときは、様式第3号により届け出るものとする。
- 4 1から3に定める届出書は、知事に提出するものとする。

第7 使用状況の調査

知事は、認証マークの使用状況を確認する必要があると認めるときは、認証取得者、加工事業者または小分け業者等における、認証農林産物または認証農林産物を原料とした加工品の出荷等の状況について、調査を行うことができるものとする。

第8 使用の中止

知事は、第7に規定する調査等において、認証マークの使用が適切でないと認めるときは、要綱第15条の規定に基づき、認証の取消しを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により、認証の取消しを受けた認証取得者は速やかに認証マークの使用を中止しなければならない。
- 3 第7の規定による調査等において、不適正な行為が認められたときは、知事は加工事業者及び小分け業者等に認証マークの使用を中止させることができる。

第9 事故等の対応

認証農林産物を原料とした加工品について、製造出荷、流通又は販売の過程において、品質等に関する事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、加工事業者がその責任を負うものとする。

- 2 事故等が発生した場合、加工事業者は誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6の1関係）

認証マーク使用届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所又は所在地
認証登録番号
氏名又は名称
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

MIYAZAKI-GAP認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用について届け出ます。

記

1 認証マークの使用概要

使用する農林産物名	使用期間	販売見込み数量(kg)
	～	
	～	
	～	
	～	

注) 使用期間は、認証期間以内とします。

2 添付書類

- 認証マークの使用状況が分かる見本（容器等の印刷見本）

様式第2号（第6の2関係）

認証農林産物を原料とした加工品への認証マーク使用届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

MIYAZAKI-GAP 認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用について届け出ます。

記

1 認証マークの使用概要

加工品の名称	原料として使用する 認証農林産物名	認証番号	認証 取得者名	使用期間
				～
				～
				～
				～

注) 使用期間は、認証期間以内とします。

2 添付書類

認証マークの使用状況が分かる見本（容器等の印刷見本）

様式第3号（第6の3関係）

小分け業者等の認証マーク使用に関する届出

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所又は所在地
認証登録番号
氏名又は名称
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

MIYAZAKI-GAP認証制度認証マーク使用規定第6の規定により、下記のとおり小分け業者等における認証マークの使用について届け出ます。

記

1 認証マークを使用させる小分け業者等

住所又は所在地
氏名又は名称

2 認証マークの使用概要

使用させる農林産物名	使用期間	出荷見込み数量(kg)
	～	
	～	
	～	
	～	

注) 使用期間は、認証期間以内とします。

3 添付書類

認証マークの使用状況が分かる見本（容器等の印刷見本）

(別添)

認証マーク表示方法

1 認証マーク

表示する認証マークは以下のとおりとする。



[留意事項]

- (1) 縦横の比率を変更することは禁止する。
- (2) 段ボール、商品説明チラシ等、白地以外の素材に印刷する場合は、背景の白色を印刷しないことも可とする。
- (3) ロゴマークの表示は原則として基準色を使用する。ただし、印刷の制約により基準色が使用できないときは、一色又はモノクロの使用も可とする。

◆基準色

[ひなたオレンジ1] C0 M60 Y100 K0
PANTONE 130 C 2X
DIC カラーガイド N-744



[グレイ] C0 M0 Y0 K30
PANTONE 422C
DIC カラーガイド 549



[ひなたオレンジ2] C0 M30 Y100 K0
PANTONE 142C
DIC カラーガイド 206



[ホワイト] C0 M0 Y0 K0

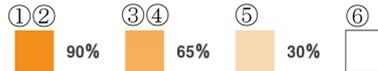


[ひなたイエロー] C0 M0 Y100 K0
PANTONE Process yellow C
DIC カラーガイド 571



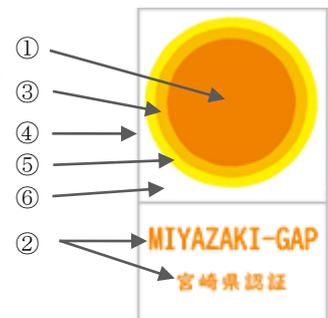
◆一色

[ひなたオレンジ1] C0 M60 Y100 K0
PANTONE 130 C 2X
DIC カラーガイド N-744



◆モノクロ

[グレイ1] C0 M0 Y0 K70
PANTONE 425 C
DIC カラーガイド 552



2 認証マークの表示方法

(1) 農林産物

農林産物又はその包装等に認証マークを表示する場合は、原則、認証登録番号を一体的に表記する。

例)



認証登録番号

〇〇〇〇〇〇

(2) 認証農林産物を原料とした加工品

認証農林産物を原料とした加工品に認証マークを表示する場合は、原料として使用している認証農林産物名及びその農林産物を原料として使用している旨を一体的に表記する。

例) 「この商品の原料には、MIYAZAKI-GAP認証を受けた
ハウレンソウを使用しています」

「MIYAZAKI-GAP認証ハウレンソウ使用」